

施行規則新旧対照表

○福岡市環境影響評価条例施行規則（平成11年規則第43号）

改正前	改正後
平成11年 3 月29日 規則第43号	平成11年 3 月29日 規則第43号
改正 平成12年 3 月27日規則第12号 平成16年12月16日規則第125号 平成17年 3 月31日規則第53号 平成17年 6 月 9 日規則第168号 平成17年 8 月15日規則第192号	改正 平成12年 3 月27日規則第12号 平成16年12月16日規則第125号 平成17年 3 月31日規則第53号 平成17年 6 月 9 日規則第168号 平成17年 8 月15日規則第192号 <u>平成25年 3 月28日規則第67号</u>
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）	第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）
第 2 章 環境影響評価の手續	第 2 章 環境影響評価の手續
第 1 節 方法書の提出等（第 4 条―第10条）	第 1 節 方法書の提出等（第 4 条―第10条）
第 2 節 準備書の提出等（第11条―第23条）	第 2 節 準備書の提出等（第11条―第23条）
第 3 節 評価書の提出等（第24条―第29条）	第 3 節 評価書の提出等（第24条―第29条）
第 4 節 対象事業に係る変更等（第30条―第32条）	第 4 節 対象事業に係る変更等（第30条―第32条）
第 3 章 事後調査の手續（第33条・第34条）	第 3 章 事後調査の手續（第33条―第34条の 6）
第 4 章 環境影響評価その他の手續の特例等（第35条―第37条）	第 4 章 環境影響評価その他の手續の特例等（第35条―第37条）
第 5 章 雑則（第38条）	第 5 章 雑則（第38条）
附則	附則
第 1 章 総則 （趣旨）	第 1 章 総則 （趣旨）
第 1 条 この規則は、福岡市環境影響評価条例（平成10年福岡市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義）	第 1 条 この規則は、福岡市環境影響評価条例（平成10年福岡市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義）
第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。 （対象事業の要件等）	第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。 （対象事業の要件等）
第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める要件は、別表第 1 の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる要件とする。	第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める要件は、別表第 1 の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる要件とする。
2 条例第 2 条第 2 項第17号の規則で定める事業は、同項第 1 号から第16号までに掲げる事業と同程度	2 条例第 2 条第 2 項第17号の規則で定める事業は、同項第 1 号から第16号までに掲げる事業と同程度

改正前	改正後
に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で、市長が福岡市環境影響評価審査会の意見を聴いたうえで、特に必要と認めるものとする。 第2章 環境影響評価の手続 第1節 方法書の提出等 (方法書の提出) 第4条 条例第6条の規定による方法書の提出は、<u>方法書提出書</u>(様式第1号)に添付して行わなければならない。 2 方法書の提出部数は、30部とする。ただし、市長が必要と認めるときは、提出部数を変更することができる。 (方法書についての公告の方法) 第5条 条例第7条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。 (1) 福岡市公報への掲載 (2) 福岡市の広報誌への掲載 (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載 (方法書について公告する事項) 第6条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 対象事業の名称、種類及び規模 (3) 対象事業が実施されるべき区域 (4) <u>条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲</u> (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間	に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で、市長が福岡市環境影響評価審査会の意見を聴いたうえで、特に必要と認めるものとする。 第2章 環境影響評価の手続 第1節 方法書の提出等 (方法書の提出) 第4条 条例第6条の規定による方法書及び要約書の提出は、<u>環境影響評価図書提出書</u>(様式第1号)に添付して行わなければならない。<u>この場合においては、当該方法書及び要約書の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>も併せて提出しなければならない。 2 <u>方法書及び要約書</u>の提出部数は、30部とする。ただし、市長が必要と認めるときは、提出部数を変更することができる。 (方法書についての公告の方法) 第5条 条例第7条第1項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。 (1) 福岡市公報への掲載 (2) 福岡市の広報誌への掲載 (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載 <u>(4) 事業者のウェブサイトへの掲載</u> <u>(5) その他市長が認める方法</u> (方法書について公告する事項) 第6条 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 対象事業の名称、種類及び規模 (3) 対象事業が実施されるべき区域 (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 (5) <u>方法書及び要約書</u>の縦覧の場所、期間及び時間 <u>(6) 方法書及び要約書を公表しているウェブサイ</u>

改正前	改正後
(6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨 (7) 条例第8条の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項 (方法書の縦覧) 第7条 条例第7条に規定する対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業が実施されるべき区域及び既に入手している情報によって1以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 2 条例第7条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。 (1) 事業者の事務所 (2) 福岡市役所その他の福岡市の施設 (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設	<u>トのアドレス（インターネットの利用により公表している場合に限る。）</u> (7) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨 (8) 条例第8条の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項 (方法書の縦覧) 第7条 条例第7条第1項に規定する対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業が実施されるべき区域及び既に入手している情報によって1以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 2 条例第7条第1項の規定により方法書及び要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。 (1) 事業者の事務所 (2) 福岡市役所その他の福岡市の施設 (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設 (方法書の公表) 第7条の2 条例第7条第1項の規定による公表は、<u>次に掲げるインターネットの利用による方法のうち適切な方法により行うものとする。</u> (1) 事業者のウェブサイトへの掲載 (2) その他市長が認める方法 2 前項の公表の期間は、<u>条例第22条第1項の規定による評価書及び要約書の縦覧期間満了の日までとする。ただし、条例第29条の事後調査を行う場合は、第34条の5第2号に定める日までとする。</u> (方法書説明会の開催) 第7条の3 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、<u>できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第7条第1項の地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域</u>

改正前	改正後
(方法書についての意見書の提出) 第8条 条例第8条の規定による意見書の提出は、意見書（様式第2号）により行わなければならない。	<u>ごとに開催するものとする。</u> <u>（方法書説明会の開催の公告）</u> <u>第7条の4 第5条の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。</u> <u>2 条例第7条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u> <u>(2) 対象事業の名称、種類及び規模</u> <u>(3) 対象事業が実施されるべき区域</u> <u>(4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲</u> <u>(5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所（方法書説明会の内容の届出）</u> <u>第7条の5 条例第7条の2第3項の規定による届出は、説明会開催届（様式第2号）により行わなければならない。</u> <u>（方法書説明会の開催状況等を記載した書類の提出）</u> <u>第7条の6 条例第7条の2第4項の規定による方法書説明会の開催状況及び概要を記載した書類の提出は、説明会報告書（様式第3号）により行わなければならない。</u> <u>（責めに帰することができない事由等）</u> <u>第7条の7 条例第7条の2第5項の事業者の責めに帰することができない事由は、次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。</u> <u>(2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。</u> <u>2 条例第7条の2第5項の規定により方法書説明会を開催することができなかった場合は、説明会不開催届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</u> <u>（方法書についての意見書の提出）</u> 第8条 条例第8条の規定による意見書の提出は、意見書（様式第5号）により行わなければならない。

改正前	改正後
2 前項の意見書に記載する環境の保全の見地からの意見は、その理由を併せて記載するものとし、外国語による場合は、日本語訳を付すものとする。 (方法書についての意見の概要の<u>提出</u>) 第9条 条例第9条第1項の規定による意見の概要を記載した書類（以下「意見概要書」という。）の提出は、<u>意見概要書提出書（様式第3号）</u>に添付して行わなければならない。	2 前項の意見書に記載する環境の保全の見地からの意見は、その理由を併せて記載するものとし、外国語による場合は、日本語訳を付すものとする。 (方法書についての意見の概要の<u>提出等</u>) 第9条 条例第9条第1項の規定による意見の概要を記載した書類（以下「意見概要書」という。）の提出は、<u>意見概要書提出書・意見書の提出がなかった旨の通知書（様式第6号）</u>に添付して行わなければならない。
<u>2</u> 第4条第2項の規定は、意見概要書の提出部数について準用する。この場合において、同項中「方法書」とあるのは「意見概要書」と読み替えるものとする。 (方法書についての市長の意見書の送付期間) 第10条 条例第10条第1項の規則で定める期間は、90日とする。 第2節 準備書の提出等 (<u>準備書の提出</u>) 第11条 条例第14条の規定による準備書及び要約書の提出は、<u>準備書等提出書（様式第4号）</u>に添付して行わなければならない。	<u>2</u> 条例第9条第1項の規定による意見書の提出がなかった旨の書面による通知は、<u>意見概要書提出書・意見書の提出がなかった旨の通知書</u>により行わなければならない。 <u>3</u> 第4条第2項の規定は、意見概要書の提出部数について準用する。この場合において、同項中「方法書及び要約書」とあるのは「意見概要書」と読み替えるものとする。 (方法書についての市長の意見書の送付期間) 第10条 条例第10条第1項の規則で定める期間は、90日とする。 第2節 準備書の提出等 (<u>準備書の提出</u>) 第11条 <u>第4条の規定は、条例第14条の規定による準備書及び要約書の提出について準用する。</u>
<u>2</u> 第4条第2項の規定は、<u>準備書及び要約書の提出部数について準用する。この場合において、第4条第2項中「方法書」とあるのは「準備書及び要約書」と読み替えるものとする。</u> (準備書についての公告の方法) 第12条 第5条の規定は、条例<u>第15条</u>の規定による公告について準用する。 (準備書について公告する事項) 第13条 条例<u>第15条</u>の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地） (2) 対象事業の名称、種類及び規模 (3) 対象事業が実施されるべき区域	(準備書についての公告の方法) 第12条 第5条の規定は、条例<u>第15条第1項</u>の規定による公告について準用する。 (準備書について公告する事項) 第13条 条例<u>第15条第1項</u>の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、種類及び規模 (3) 対象事業が実施されるべき区域

改正前	改正後
(4) 関係地域の範囲 (5) 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間 (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨 (7) 条例第17条の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項 <u>(準備書の縦覧)</u> 第14条 第7条第2項の規定は、<u>条例第15条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第7条第2項中「方法書」とあるのは「準備書及び要約書」と読み替えるものとする。</u> <u>(説明会の開催)</u> 第15条 条例第16条第1項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。 <u>(説明会の開催の公告)</u> 第16条 条例第16条第2項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。 (1) <u>福岡市公報への掲載</u> (2) <u>福岡市の広報誌への掲載</u> (3) <u>時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、説明会の開催を周知させるための適切な方法</u> 2 条例第16条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。	(4) 関係地域の範囲 (5) 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間 <u>(6) 準備書及び要約書を公表しているウェブサイトのアドレス(インターネットの利用により公表している場合に限る。)</u> (7) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨 (8) 条例第17条の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項 <u>(準備書の縦覧及び公表)</u> 第14条 第7条第2項及び第7条の2の規定は、<u>条例第15条第1項の規定による準備書及び要約書の縦覧及び公表について準用する。</u> <u>(準備書説明会の開催)</u> 第15条 条例第16条第1項の規定による準備書説明会は、できる限り準備書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、準備書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。 <u>(準備書説明会の開催の公告)</u> 第16条 第5条の規定は、<u>条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。</u> 2 条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

改正前	改正後
(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、種類及び規模 (3) 対象事業が実施されるべき区域 (4) 関係地域の範囲 (5) <u>説明会の開催を予定する日時及び場所</u> <u>（説明会の内容の届出）</u> <u>第17条 条例第16条第3項の規定による届出は、説明会開催届（様式第5号）により行わなければならない。</u> <u>（説明会の開催状況等を記載した書類の提出）</u> <u>第18条 条例第16条第5項の規定による説明会の開催状況及び説明会の概要を記載した書類の提出は、説明会報告書（様式第6号）により行わなければならない。</u> <u>（責めに帰することができない事由等）</u> <u>第19条 条例第16条第6項に規定する事業者の責めに帰することができない事由は、次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。</u> <u>(2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。</u> <u>2 条例第16条第6項の規定により説明会を開催しなかった場合は、説明会不開催届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。</u> <u>（準備書の記載事項の周知方法）</u> <u>第20条 条例第16条第6項の規定による準備書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</u> <u>(1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。</u> <u>(2) 準備書の概要を公告すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法</u>	(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、種類及び規模 (3) 対象事業が実施されるべき区域 (4) 関係地域の範囲 (5) <u>準備書説明会の開催を予定する日時及び場所</u> <u>（準備書説明会の内容の届出）</u> <u>第17条 第7条の5の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項の規定による届出について準用する。</u> <u>（準備書説明会の開催状況等を記載した書類の提出）</u> <u>第18条 第7条の6の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の規定による準備書説明会の開催状況及び概要を記載した書類の提出について準用する。</u> <u>（責めに帰することができない事由等）</u> <u>第19条 第7条の7第1項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。</u> <u>2 第7条の7第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項の規定により準備書説明会を開催することができなかった場合について準用する。</u>

改正前	改正後
<u>2 第5条の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。</u> (準備書についての意見書の提出) <u>第21条 第8条の規定は、条例第17条の規定による意見書の提出について準用する。</u> (準備書についての意見の概要等の提出) <u>第22条 条例第18条第1項の規定による意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類（以下「意見概要及び見解書」という。）の提出は、意見概要及び見解書提出書（様式第8号）に添付して行わなければならない。</u> <u>2 第4条第2項の規定は、意見概要及び見解書の提出部数について準用する。この場合において、同項中「方法書」とあるのは「意見概要及び見解書」と読み替えるものとする。</u>	(準備書についての意見書の提出) <u>第20条 第8条の規定は、条例第17条の規定による意見書の提出について準用する。</u> <u>(準備書についての意見の概要の提出等)</u> <u>第21条 第9条の規定は、条例第18条第1項の規定による意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類の提出及び同条第2項の規定による意見がなかった旨の書面による通知について準用する。</u> <u>(公聴会の開催の要請)</u> <u>第22条 条例第18条の2第1項の規定による要請は、公聴会開催要請書・意見公述申出書（様式第7号）により行わなければならない。</u> <u>(公聴会の開催)</u> <u>第22条の2 市長は、条例第18条の2第2項前段の規定による公聴会の開催に当たっては、できる限り公聴会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。</u> <u>(公聴会の開催の公告)</u> <u>第22条の3 条例第18条の2第2項後段の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</u> <u>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u> <u>(2) 対象事業の名称、種類及び規模</u> <u>(3) 対象事業が実施されるべき区域</u> <u>(4) 関係地域の範囲</u> <u>(5) 公聴会の開催を予定する日時及び場所</u> <u>(6) 条例第18条の2第3項の規定による意見の公述の申出期限及び申出先その他意見の公述の申出に必要な事項</u>

改正前	改正後
	<u>(意見の公述の申出)</u> <u>第22条の4 条例第18条の2第3項の規定による意見の公述の申出は、公聴会開催要請書・意見公述申出書により行わなければならない。</u> <u>(公述人の選定等)</u> <u>第22条の5 市長は、条例第18条の2第3項の規定による意見の公述の申出を行った者の数が多数である場合において、公聴会の運営上必要があると認めるときは、当該申出を行った者のうちから当該申出の内容ごとに公聴会において意見の公述を行う者（以下「公述人」という。）を抽選により選定することができる。</u> <u>2 市長は、前項の規定により公述人を選定したときは、意見の公述の申出を行った者に対し、その結果を通知するものとする。</u> <u>(意見の公述に係る時間の決定等)</u> <u>第22条の6 市長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ公述人の意見の公述に係る時間を定めることができる。</u> <u>2 市長は、前項の規定により意見の公述に係る時間を定めたときは、当該公述人に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。</u> <u>(公聴会の運営)</u> <u>第22条の7 公聴会の議長（以下「議長」という。）は、市の職員のうちから、市長が指名する。</u> <u>2 議長は、公聴会の秩序を保持し、議事を整理し、及び公聴会の事務を統括する。</u> <u>3 議長は、公述人が議題に関係のない発言若しくは不穏当な言動を行ったとき又は公聴会の運営に支障を及ぼす行為を行ったときは、これらを制止し、又は当該公述人に対し、退場を命じることができる。</u> <u>4 議長は、公聴会の秩序を保持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は秩序を乱し、若しくは不穏当な言動を行った者に対し、退場を命じることができる。</u> <u>5 議長は、公聴会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、公聴会を中止することができる。</u> <u>6 第2項から前項までに定めるもののほか、議長</u>

改正前	改正後
(準備書についての市長の意見書の送付期間) 第23条 条例第19条第1項の規則で定める期間は、120日とする。 第3節 評価書の提出等 (軽微な修正等) 第24条 条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。 2 条例第20条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。 (1) 前項に規定する修正 (2) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正 (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正 (対象事業に該当しないこととなったとき等の届出) 第25条 条例第20条第3項、第23条第2項、第24条第1項及び第25条第3項の規定による届出は、対象	<u>は、公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる。</u> <u>(公聴会において述べられた意見についての見解の提出)</u> <u>第22条の8 条例第18条の2第4項後段の規定による公聴会において述べられた意見についての見解を記載した書類の提出は、公述意見見解書提出書(様式第8号)に添付して行わなければならない。</u> <u>(責めに帰することができない事由)</u> <u>第22条の9 第7条の7第1項の規定は、条例第18条の2第5項の市長の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第7条の7第1項中「事業者」とあるのは「市長」と、「方法書説明会」とあるのは「公聴会」と読み替えるものとする。</u> (準備書についての市長の意見書の送付期間) 第23条 条例第19条第1項の規則で定める期間は、120日とする。 第3節 評価書の提出等 (軽微な修正等) 第24条 条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。 2 条例第20条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。 (1) 前項に規定する修正 (2) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正 (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正 (対象事業に該当しないこととなったとき等の届出) 第25条 条例第20条第3項、第23条第2項、第24条第1項及び第25条第3項の規定による届出は、対象

改正前	改正後
事業廃止等届（様式第9号）により行わなければならない。 （評価書の提出） <u>第26条 条例第21条第1項の規定による評価書及び要約書の提出は、評価書等提出書（様式第10号）に添付して行わなければならない。</u> <u>2 第4条第2項の規定は、評価書及び要約書の提出部数について準用する。この場合において、第4条第2項中「方法書」とあるのは「評価書及び要約書」と読み替えるものとする。</u> （評価書についての公告の方法） 第27条 第5条の規定は、条例第22条の規定による公告について準用する。 （評価書について公告する事項） 第28条 条例第22条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、種類及び規模 (3) 対象事業が実施されるべき区域 (4) 関係地域の範囲 (5) 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間 （評価書の縦覧） <u>第29条 第7条第2項の規定は、条例第22条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第7条第2項中「方法書」とあるのは「評価書及び要約書」と読み替えるものとする。</u> 第4節 対象事業に係る変更等 （対象事業の廃止等） 第30条 第5条の規定は、条例第24条第2項の規定による公告について準用する。 2 条例第24条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	事業廃止等届（様式第9号）により行わなければならない。 （評価書の提出） <u>第26条 第4条の規定は、条例第21条第1項の規定による評価書及び要約書の提出について準用する。</u> （評価書についての公告の方法） 第27条 第5条の規定は、条例第22条第1項の規定による公告について準用する。 （評価書について公告する事項） 第28条 条例第22条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、種類及び規模 (3) 対象事業が実施されるべき区域 (4) 関係地域の範囲 (5) 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間 <u>(6) 評価書及び要約書を公表しているウェブサイトのアドレス（インターネットの利用により公表している場合に限る。）</u> （評価書の縦覧及び公表） <u>第29条 第7条第2項及び第7条の2の規定は、条例第22条第1項の規定による評価書及び要約書の縦覧及び公表について準用する。</u> 第4節 対象事業に係る変更等 （対象事業の廃止等） 第30条 第5条の規定は、条例第24条第2項の規定による公告について準用する。 2 条例第24条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

改正前	改正後
(2) 対象事業の名称, 種類及び規模 (3) 対象事業が実施されるべき区域 3 条例第24条第3項の規定による届出は, 対象事業引継届(様式第11号)により行わなければならない。 (軽微な変更等) 第31条 条例第25条第2項の規則で定める軽微な変更は, 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって, 同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。 2 条例第25条第2項の規則で定める変更は, 次に掲げるものとする。 (1) 前項に規定する変更 (2) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更 (3) 前2号に掲げるもののほか, 環境への負荷の低減を目的とする変更で, 緑地その他の緩衝空地を増加するもの (環境影響評価その他の手続の再実施の届出) 第32条 条例第26条第2項の規定による届出は, 環境影響評価再実施届(様式第12号)により行わなければならない。 第3章 事後調査の手続 (対象事業着手の届出) 第33条 条例第28条の規定による届出は, 対象事業着手届(様式第13号)により行わなければならない。 (事後調査報告書に記載する事項) 第34条 条例第30条第1項の規則で定める事項は, 次に掲げるものとする。 (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 対象事業の名称, 種類及び規模 (3) 対象事業が実施されるべき区域 (4) 対象事業に係る工事の進捗状況及び供用の状況	(2) 対象事業の名称, 種類及び規模 (3) 対象事業が実施されるべき区域 3 条例第24条第3項の規定による届出は, 対象事業引継届(様式第10号)により行わなければならない。 (軽微な変更等) 第31条 条例第25条第2項の規則で定める軽微な変更は, 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって, 同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。 2 条例第25条第2項の規則で定める変更は, 次に掲げるものとする。 (1) 前項に規定する変更 (2) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更 (3) 前2号に掲げるもののほか, 環境への負荷の低減を目的とする変更で, 緑地その他の緩衝空地を増加するもの (環境影響評価その他の手続の再実施の届出) 第32条 条例第26条第2項の規定による届出は, 環境影響評価再実施届(様式第11号)により行わなければならない。 第3章 事後調査の手続 (対象事業着手の届出) 第33条 条例第28条の規定による届出は, 対象事業着手届(様式第12号)により行わなければならない。 (事後調査報告書に記載する事項) 第34条 条例第30条第1項の規則で定める事項は, 次に掲げるものとする。 (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 対象事業の名称, 種類及び規模 (3) 対象事業が実施されるべき区域 (4) 対象事業に係る工事の進捗状況及び供用の状況

改正前	改正後
(5) 調査項目，調査方法及び調査地域	<u>(5) 事後調査に係る計画</u> <u>(6) 調査項目に係る環境への負荷の状況</u> <u>(7) 調査項目，調査方法及び調査地域</u> <u>(8) 調査項目に係る調査の結果及び考察</u> <u>(9) 調査項目に係る環境保全措置の実施状況</u> <u>(10) その他市長が必要と認める事項</u> <u>(事後調査報告書の提出)</u> <u>第34条の2 事後調査報告書は，次の各号に掲げる事後調査報告書の区分に応じ，当該各号に定める時期に速やかに提出するものとする。</u> <u>(1) 1年度内に実施した事後調査の結果に関する事後調査報告書 当該年度終了後</u> <u>(2) 対象事業の工事中に実施した事後調査の結果に関する事後調査報告書 対象事業の工事終了後</u> <u>(3) 全ての事後調査の結果に関する事後調査報告書 最後に実施した事後調査終了後</u> <u>(4) その他市長が指示した事後調査報告書 当該指示後に実施した事後調査終了後</u> <u>2 第4条の規定は，条例第30条第1項の規定による事後調査報告書の提出について準用する。この場合において，第4条第1項中「環境影響評価図書提出書（様式第1号）」とあるのは，「事後調査報告書提出書（様式第13号）」と読み替えるものとする。</u> <u>(事後調査報告書の公表の時期)</u> <u>第34条の3 事後調査報告書は，前条第1項第2号から第4号までに掲げる事後調査報告書の区分に応じ，当該各号に定める時期に公表するものとする。</u> <u>(事後調査報告書の公表の方法)</u> <u>第34条の4 条例第30条第1項の規定により事後調査報告書を公表する場所は，関係地域内において，次に掲げる場所のうちから，できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。</u> <u>(1) 事業者の事務所</u> <u>(2) 福岡市役所その他の福岡市の施設</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか，事業者が利用できる適切な施設</u> <u>2 条例第30条第1項の規定による公表は，前項の場所において行うとともに，次に掲げるインターネット</u>

改正前	改正後
第4章 環境影響評価その他の手続の特例等 <u>(都市計画決定権者が手続を行う場合の読替え)</u> 第35条 条例第33条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第26条まで、第36条から第38条まで及び第40条の規定の適用については、条例第5条第1項各号列記以外の部分中「事業者」とあるのは「第33条第1項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)」と、「対象事業を実施し」とあるのは「同項の対象事業等(第2号、第23条第1項及び第24条第1項において「対象事業等」という。)を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定め」と、同項第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「名	<u>トの利用による方法のうち適切な方法により行うものとする。</u> (1) <u>事業者のウェブサイトへの掲載</u> (2) <u>その他市長が認める方法</u> <u>(事後調査報告書の公表の期間)</u> 第34条の5 <u>事後調査報告書の公表の期間は、前条第1項の場所において行うものにあつてはその公表の日から30日を経過する日までとし、同条第2項の方法により行うものにあつてはその公表の日から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。</u> (1) <u>前条第2項第1号の方法により第34条の2第1項第2号又は第4号の事後調査報告書を公表する場合 第34条の2第1項第3号の事後調査報告書を公表した日から30日を経過する日</u> (2) <u>前条第2項第1号の方法により第34条の2第1項第3号の事後調査報告書を公表する場合 30日を経過する日</u> (3) <u>前条第2項第2号の方法により事後調査報告書を公表する場合 市長が必要と認める日</u> <u>(事後調査実施者の報告)</u> 第34条の6 <u>条例第30条第4項の規定による事後調査実施者を定めた旨の報告は、事後調査実施者報告書(様式第14号)により行わなければならない。</u> 第4章 環境影響評価その他の手続の特例等 <u>(都市計画決定権者が手続を行う場合の読替え)</u> 第35条 条例第33条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第26条まで、第36条から第38条の2まで及び第40条の規定の適用については、<u>次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u> 表 【別記4参照】

改正前	改正後
称」と、同項第2号中「対象事業」とあるのは「対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。））」と、同項第3号中「対象事業が」とあるのは「都市計画対象事業が」と、同項第4号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第2項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第6条及び第7条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第8条から第11条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第12条及び第13条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第14条及び第15条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第16条から第19条まで及び第20条第1項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第3号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第2項及び第3項並びに第21条第1項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第2項中「対象事業が、その実施に際して法令に基づき行う免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意（以下「許認可等」という。）又は届出（当該届出に係る法令において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下この項において同じ。）が必要とされるものであるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる措置をとるものとする」とあるのは「都市計画が、その決定又は変更に際して都市計画法の規定による同意が必要とされるものであるときは、当該都市計画に関する同意を行う者に評価書を送付し、同意を行う際に、必要に応じ、都市計画決定権者に対して環境の保全についての適正な配慮をするよう指導を行うことを要請しなければならない」と、条例第22条及び第23条第1項中「事業者」とあるのは「都	

改正前	改正後
市計画決定権者」と、同項中「修正をしよう」とあるのは「修正をして対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第2項及び第24条第1項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象事業等を都市計画に定めない」と、同条第2項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第25条第1項中「を行う」とあるのは「が行われる」と、同条第2項及び第26条第1項中「を行った」とあるのは「が行われた」と、条例第36条第1項中「事業者が」とあるのは「都市計画決定権者又は事業者（以下この条において「事業者等」という。）が」と、「当該事業者」とあるのは「当該事業者等」と、同項第1号中「第3章及び第4章」とあるのは「第3章」と、同条第2項中「事業者が」とあるのは「事業者等が」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画決定権者の名称又は当該事業者」と、条例第37条及び第38条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「当該対象事業」とあるのは「当該都市計画対象事業」と、「対象事業が」とあるのは「都市計画対象事業が」と、条例第38条の2中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「環境影響評価、事後調査」とあるのは「環境影響評価」と、条例第40条中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「実施される」とあるのは「都市計画に定められる」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」とする。 2 条例第33条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第3条から第32条までの規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定のC適用については、第4条中「条例第6条」とあるのは「条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条」と、第5条及び第6条中「条例第7条」とあるのは「条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条」と、同条第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同条第2号から第4号までの規定中「対象事業」とあるのは「都市	2 条例第33条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第3条から第32条までの規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表 【別記5参照】

改正前	改正後
計画対象事業」と、同条第7号中「条例第8条」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条</u>」と、第7条第1項中「<u>条例第7条</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条</u>」と、「対象事業」とあるのは「<u>都市計画対象事業</u>」と、同条第2項中「<u>条例第7条</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条</u>」と、同項第1号及び第3号中「事業者」とあるのは「<u>都市計画決定権者</u>」と、第8条第1項中「<u>条例第8条</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条</u>」と、第9条第1項中「<u>条例第9条第1項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項</u>」と、第10条中「<u>条例第10条第1項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項</u>」と、第11条第1項中「<u>条例第14条</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条</u>」と、第12条及び第13条中「<u>条例第15条</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第15条</u>」と、同条第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「<u>都市計画決定権者の名称</u>」と、同条第2号及び第3号中「<u>対象事業</u>」とあるのは「<u>都市計画対象事業</u>」と、同条第7号中「<u>条例第17条</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条</u>」と、第14条中「<u>条例第15条</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第15条</u>」と、第15条中「<u>条例第16条第1項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項</u>」と、「事業者」とあるのは「<u>都市計画決定権者</u>」と、第16条中「<u>条例第16条第2項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項</u>」と、同条第2項第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「<u>都市計画決定権者の名称</u>」と、同項第2号及び第3号中「<u>対象事業</u>」とあるのは「<u>都市計画対象事業</u>」と、	

改正前	改正後
第17条中「<u>条例第16条第3項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第3項</u>」と、第18条中「<u>条例第16条第5項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第5項</u>」と、第19条第1項中「<u>条例第16条第6項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第6項</u>」と、「事業者」とあるのは「<u>都市計画決定権者</u>」と、同条第2項及び第20条第1項中「<u>条例第16条第6項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第6項</u>」と、第21条中「<u>条例第17条</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条</u>」と、第22条第1項中「<u>条例第18条第1項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項</u>」と、第23条中「<u>条例第19条第1項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条第1項</u>」と、第24条中「<u>条例第20条第1項第1号</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項第1号</u>」と、第25条中「<u>条例第20条第3項</u>、<u>第23条第2項</u>、<u>第24条第1項及び第25条第3項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第20条第3項</u>、<u>第23条第2項</u>、<u>第24条第1項及び第25条第3項</u>」と、第26条第1項中「<u>条例第21条第1項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項</u>」と、第27条及び第28条中「<u>条例第22条</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条</u>」と、同条第1号中「<u>事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u>」とあるのは「<u>都市計画決定権者の名称</u>」と、同条第2号及び第3号中「<u>対象事業</u>」とあるのは「<u>都市計画対象事業</u>」と、第29条中「<u>条例第22条</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条</u>」と、第30条第1項及び第2項中「<u>条例第24条第2項</u>」とあるのは「<u>条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第24条第2項</u>」と、同項第1号中「<u>事業者の氏名及び住所（法</u>	

改正前	改正後
人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第2号及び第3号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第3項中「条例第24条第3項」とあるのは「条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第24条第3項」と、第31条中「条例第25条第2項」とあるのは「条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第25条第2項」と、第32条中「条例第26条第2項」とあるのは「条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項」とする。 (都市計画決定権者が行う準備書等の縦覧) 第35条の2 都市計画決定権者は、条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第15条の規定により準備書及び要約書を縦覧に供する場合は、当該準備書及び要約書に係る対象事業等に関する都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の都市計画の案を併せて縦覧に供しなければならない。 2 前項の規定は、条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条の規定による縦覧について準用する。この場合において、前項中「条例第15条」とあるのは「条例第22条」と、「準備書」とあるのは「評価書」と、「第17条第1項」とあるのは「第20条第2項」と、「都市計画の案」とあるのは「図書」と読み替えるものとする。 (環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の要件等) 第36条 条例第35条第1項の規則で定める要件は、港湾法（昭和25年法律第218号）の規定により港湾計画に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（以下「港湾開発等」という。）の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。以下「埋立て等区域」という。）の面積の合計が150ヘクタール以上であるものとする。	(都市計画決定権者が行う準備書等の縦覧) 第35条の2 都市計画決定権者は、条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第15条第1項の規定により準備書及び要約書を縦覧に供する場合は、当該準備書及び要約書に係る対象事業等に関する都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の都市計画の案を併せて縦覧に供しなければならない。 2 前項の規定は、条例第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条第1項の規定による縦覧について準用する。この場合において、前項中「条例第15条第1項」とあるのは「条例第22条第1項」と、「準備書」とあるのは「評価書」と、「第17条第1項」とあるのは「第20条第2項」と、「都市計画の案」とあるのは「図書」と読み替えるものとする。 (環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の要件等) 第36条 条例第35条第1項の規則で定める要件は、港湾法（昭和25年法律第218号）の規定により港湾計画に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（以下「港湾開発等」という。）の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。以下「埋立て等区域」という。）の面積の合計が150ヘクタール以上であるものとする。

改正前	改正後
2 条例第35条第1項の規定により港湾管理者が行う環境影響評価その他の手続とは、港湾開発等が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。 (港湾管理者が手続を行う場合の読替え等) 第37条 <u>条例第35条第2項の規定により条例第3章第2節から第4節までの規定を準用する場合においては、条例第11条中「事業者」とあるのは「第35条第1項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）」と、「前条第1項の市長の意見を勘案するとともに、第8条の意見に配意して第5条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針」とあるのは「技術指針」と、「対象事業」とあるのは「同項の港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（以下「港湾開発等」という。）」と、条例第12条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、条例第13条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、同条第1号中「第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同条第2号中「第8条の意見の概要」とあるのは「対象港湾計画の目的及び内容」と、同条第3号中「第10条第1項の市長の意見」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況」と、条例第14条及び第15条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「第8条及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価に鑑み、第7条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下」とあるのは「以下」と、条例第16条から第19条まで及び第20条第1項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同項中「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対</u>	2 条例第35条第1項の規定により港湾管理者が行う環境影響評価その他の手続とは、港湾開発等が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。 (港湾管理者が手続を行う場合の読替え等) 第37条 <u>条例第35条第2項の規定により条例第3章第2節から第4節までの規定を準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u> <u>表 【別記6参照】</u>

改正前	改正後
<u>象港湾計画」と、同項第1号中「第5条第1項第2号」とあるのは「第13条第2号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「同条から」とあるのは「第11条から」と、同項第2号中「第5条第1項第1号又は第13条第2号から第4号まで若しくは第7号」とあるのは「第13条第1号又は第7号」と、同項第3号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、同条第2項及び第3項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同項中「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、条例第21条第1項及び第22条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。</u> 2 条例第35条第2項において準用する条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、前条第1項に規定する区域の位置の修正であって、当該修正によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の30パーセント未満であるもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。 3 条例第35条第2項において準用する条例第20条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。 (1) 前項に規定する修正 (2) 前条第1項に規定する区域の位置の修正以外の修正 (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正 <u>4 第11条から第29条まで（第24条を除く。）の規定は、条例第35条第1項の規定により港湾管理者が環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、第11条第1項中「条例第14条」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第14条」と、第12条及び第13条中「条例第15条」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第15条」と、同条第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾</u>	2 条例第35条第2項において準用する条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、前条第1項に規定する区域の位置の修正であって、当該修正によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の30パーセント未満であるもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。 3 条例第35条第2項において準用する条例第20条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。 (1) 前項に規定する修正 (2) 前条第1項に規定する区域の位置の修正以外の修正 (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正 <u>4 第11条から第29条まで（第24条を除く。）の規定は、条例第35条第1項の規定により港湾管理者が環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u> <u>表 【別記7参照】</u>

改正前	改正後
<u>計画の名称及び対象港湾計画に定められる第36条第1項の埋立て等区域（以下「埋立て等区域」という。）の面積」と、同条第3号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、同条第7号中「条例第17条」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第17条」と、第14条中「条例第15条」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第15条」と、第15条中「条例第16条第1項」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第16条第1項」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、第16条中「条例第16条第2項」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第16条第2項」と、同条第2項第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域の面積」と、同項第3号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、第17条中「条例第16条第3項」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第16条第3項」と、第18条中「条例第16条第5項」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第16条第5項」と、第19条第1項中「条例第16条第6項」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第16条第6項」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第2項及び第20条第1項中「条例第16条第6項」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第16条第6項」と、第21条中「条例第17条」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第17条」と、第22条中「条例第18条第1項」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第18条第1項」と、第25条中「条例第20条第3項、第23条第2項、第24条第1項及び第25条第3項」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第20条第3項」と、第26条第1項中「条例第21条第1項」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条例第21条第1項」と、第27条及び第28条中「条例第22条」とあるのは「条例第35条第2項において準用する条</u>	

改正前	改正後
<u>例第22条」と、同条第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域の面積」と、同条第3号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、第29条中「<u>例第22条</u>」とあるのは「<u>条例第35条第2項において準用する条例第22条</u>」と読み替えるものとする。</u> 第5章 雑則 （規定外の事項） 第38条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。 附 則 この規則は、平成12年3月29日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成12年3月27日規則第12号） この規則は、平成12年3月29日から施行する。ただし、第35条第1項の改正規定中「若しくは承認」を「承認若しくは同意」に改める部分及び「認可又は承認」を「同意」に改める部分は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成16年12月16日規則第125号） この規則は、平成16年12月17日から施行する。 附 則（平成17年3月31日規則第53号） この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成17年6月9日規則第168号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成17年8月15日規則第192号） この規則は、公布の日から施行する。 別表第1 【別記1 参照】 備考 特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するもの又は接するものをいう。<u>ただし、住宅団地の造成の事業に係る場合にあっては、条例第41条に規定する</u>	第5章 雑則 （規定外の事項） 第38条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。 附 則 この規則は、平成12年3月29日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成12年3月27日規則第12号） この規則は、平成12年3月29日から施行する。ただし、第35条第1項の改正規定中「若しくは承認」を「承認若しくは同意」に改める部分及び「認可又は承認」を「同意」に改める部分は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成16年12月16日規則第125号） この規則は、平成16年12月17日から施行する。 附 則（平成17年3月31日規則第53号） この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成17年6月9日規則第168号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成17年8月15日規則第192号） この規則は、公布の日から施行する。 <u>附 則（平成25年3月28日規則第67号）</u> <u>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</u> 別表第1 【別記1 参照】 備考 特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するもの又は接するものをいう。

改正前	改正後
<u>事業に準じる災害復旧に係る事業であって、緊急を要すると市長が認めるものの実施に係る区域を除く。</u> (1) 標高80メートル以上の地域 (2) ため池若しくは治水池（池面積が2,000平方メートル以上のものに限る。）、河川又は海岸（港湾区域を除く。） (3) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区、自然公園法第2条第1号に規定する自然公園、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物又は森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林 別表第2 【別記2 参照】 別表第3 【別記3 参照】	(1) 標高80メートル以上の地域 (2) ため池若しくは治水池（池面積が2,000平方メートル以上のものに限る。）、河川又は海岸（港湾区域を除く。） (3) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区、自然公園法第2条第1号に規定する自然公園、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物又は森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林 別表第2 【別記2 参照】 別表第3 【別記3 参照】

【別記1】改正前

事業の種類	要件
1 道路の新設及び改築の事業	(1) 高速自動車国道又は自動車専用道路の新設の事業又は改築の事業で、車線の数増加を伴うもの (2) 広域基幹林道の新設の事業又は改築の事業で、車線の数増加を伴うもの (3) 前2号に規定する道路以外の道路の新設の事業又は改築の事業で、新設又は改築後の車線の数が4以上であり、かつ、新設又は改築に係る部分の長さが3キロメートル以上であるもの
2 ダムの新設、堰 ^{せき} の新築及び改築その他の河川工事の事業	(1) ダムの新築の事業で、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が10ヘクタール以上であるもの (2) 堰^{せき}の新築の事業又は改築の事業で、新築又は改築後の計画湛^{たん}水位（堰^{せき}の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰^{せき}によってたたえることとした流水の最高の水位で堰^{せき}の直上流部におけるものをいう。）における湛^{たん}水区域（以下単に「湛^{たん}水区域」という。）の面積（以下「湛^{たん}水面積」という。）が10ヘクタール以上であるもの (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項に規定する2級河川の改修工事で、改修に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの
3 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業	(1) 鉄道又は軌道の建設の事業で、長さが1キロメートル以上である鉄道又は軌道を設けるもの (2) 鉄道又は軌道の改良の事業で、線路数又は軌道数の増加を伴い、かつ、改良に係る部分の長さが1キロメー

	トル以上であるもの (3) 連続立体交差事業
4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	(1) 飛行場及びその施設の設置の事業 (2) 飛行場及びその施設の変更の事業で、滑走路の新設又は延長を伴うもの (3) ヘリポート及びその施設の設置の事業で、その面積が1ヘクタール以上であるもの (4) ヘリポート及びその施設の変更の事業で、変更後の面積が1ヘクタール以上となるもの
5 発電所の設置又は変更の事業	(1) 火力発電所の設置の事業で、出力が5万キロワット以上であるもの (2) 火力発電所の変更の事業で、出力が5万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
6 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業	(1) 一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の設置の事業で、埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積が10ヘクタール以上であるもの (2) 一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の規模の変更の事業で、埋立処分場所の面積が10ヘクタール以上増加するもの
7 公有水面の埋立て及び干拓の事業	埋立て又は干拓に係る区域（以下「埋立干拓区域」という。）

	の面積が20ヘクタール以上であるもの
8 土地区画整理事業	施行区域の面積が30ヘクタール以上であるもの
9 流通業務団地造成事業	施行区域の面積が20ヘクタール以上であるもの
10 運動場又はレクリエーション施設の建設の事業	(1) 都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物の建設の事業で、開発区域の面積が次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積以上であるもの （ア） 市街化区域 20ヘクタール （イ） 市街化調整区域 10ヘクタール （ウ） 特定区域 5ヘクタール (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の建設の事業又は自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業若しくは同条第4号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業で、開発区域の面積が次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積以上であるもの （ア） 市街化区域 20ヘクタール （イ） 市街化調整区域 10ヘクタール
11 住宅団地の造成の事業	開発区域の面積が次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積以上であるもの （1） 市街化区域 20ヘクタール （2） 市街化調整区域 10ヘクタール （3） 特定区域 5ヘクタール
12 土石の採取の事業	土石（土、砂及び採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石をいう。以下同じ。）の採取（陸域部分で行われるものに限る。）の事業で、採取区域（土石の採取の用に供する場所及びこれと一体として設けられる採取した土石の保管、移送若しくは搬出の作業の実施、土石の採取その他の作業の実施に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のために必要とされる場所とを合わせたものをいう。）の面積が次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積以上であるもの （1） 市街化区域 20ヘクタール （2） 市街化調整区域 10ヘクタール （3） 特定区域 5ヘクタール

13 下水道終末処理場の新設の事業	下水道終末処理場に係る計画処理人口が5万人以上であるもの
14 ごみ焼却施設の新設の事業	処理能力が1日当たり200トン以上であるもの
15 工事又は事業場の建設の事業	工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条に規定する特定工場又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設，同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設，同条第10項に規定する一般粉じん発生施設若しくは同条第11項に規定する特定粉じん発生施設若しくは水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場若しくは事業場の建設の事業で，次のいずれかに該当するもの（増設にあつては，当該増設に係る部分が次のいずれかに該当するもの） (1) 工場又は事業場からの排出ガス量（温度が摂氏0度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガスの最大値をいう。）が1時間当たり4万立方メートル以上であるもの (2) 工場又は事業場からの排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上であるもの (3) 工場又は事業場の敷地の面積が5ヘクタール以上であるもの
16 前各項に掲げる事業以外の土地の造成の事業	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（前各項に該当するものを除く。）であつて，開発区域の面積が次の各号に掲げる区域の区分に応じ，当該各号に定める面積以上であるもの (1) 市街化区域 20ヘクタール (2) 市街化調整区域 10ヘクタール (3) 特定区域 5ヘクタール

【別記1】改正後

事業の種類	要件
1 道路の新設及び改築の事業	(1) 高速自動車国道，指定都市高速道路その他これらに準じる自動車専用道路の新設の事業又は改築の事業で，車線の数の増加を伴うもの (2) 森林基幹道の新設の事業又は改築の事業で，車線の数の増加を伴うもの (3) 前2号に規定する道路以外の道路の新設の事業又は改築の事業で，新設又は改築後の車線の数が4以上であり，かつ，新設又は改築に係る部分の長さが3キロメートル以上であるもの
2 ダムの新設， ^{せき} 堰の新築及び改築その他の河川工事の事業	(1) ダムの新築の事業で，河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては，同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が10ヘクタール以上であるもの (2) ^{せき}堰の新築の事業又は改築の事業で，新築又は改築後の計画^{たん}湛水位（^{せき}堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に^{せき}堰によってたたえることとした流水の最高の水位で^{せき}堰の直上流部におけるものをいう。）における^{たん}湛水区域（以下単に「^{たん}湛水区域」という。）の面積（以下「^{たん}湛水面積」という。）が10ヘクタール以上であるもの (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項に規定する2級河川の改修工事で，改修に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの
3 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業	(1) 鉄道又は軌道の建設の事業で，長さが1キロメートル以上である鉄道又は軌道を設けるもの (2) 鉄道又は軌道の改良の事業で，線路数又は軌道数の増加を伴い，かつ，改良に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの

	(3) 連続立体交差事業
4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	(1) 飛行場及びその施設の設置の事業 (2) 飛行場及びその施設の変更の事業で、滑走路の新設又は延長を伴うもの (3) ヘリポート及びその施設の設置の事業で、その面積が1ヘクタール以上であるもの (4) ヘリポート及びその施設の変更の事業で、変更後の面積が1ヘクタール以上となるもの
5 発電所の設置又は変更の事業	(1) 火力発電所の設置の事業で、出力が5万キロワット以上であるもの (2) 火力発電所の変更の事業で、出力が5万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの (3) 風力発電所の設置又は変更の事業で、出力が次に掲げる区域の区分に応じ、それぞれに定める出力以上であるもの ア 特定区域 1,000キロワット イ 500メートル以内に住居、教育文化施設、医療施設又は社会福祉施設が存在する区域 1,000キロワット ウ ア及びイに掲げる区域以外の区域 1,500キロワット (4) 太陽光発電所の設置の事業で、土地の形質変更の面積の合計が次に掲げる区域の区分に応じ、それぞれに定める面積以上であるもの ア 市街化区域 20ヘクタール イ 市街化調整区域 10ヘクタール ウ 特定区域 5ヘクタール
6 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業	(1) 一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の設置の事業で、埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積が10ヘクタール以上であるもの (2) 一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の規模の変更の事業で、埋立処分場所の面積が10ヘクタール以上増加するもの
7 公有水面の埋立て及び干拓の事業	埋立て又は干拓に係る区域（以下「埋立干拓区域」という。）の面積が20ヘクタール以上であるもの
8 土地区画整理事業	施行区域の面積が30ヘクタール以上であるもの

9 流通業務団地造成事業	施行区域の面積が20ヘクタール以上であるもの
10 運動場又はレクリエーション施設の建設の事業	(1) 都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物の建設の事業で、開発区域の面積が次に掲げる区域の区分に応じ、<u>それぞれに定める面積以上であるもの</u> ア 市街化区域 20ヘクタール イ 市街化調整区域 10ヘクタール ウ 特定区域 5ヘクタール (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の建設の事業又は自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業若しくは同条第4号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業で、開発区域の面積が次に掲げる区域の区分に応じ、<u>それぞれに定める面積以上であるもの</u> ア 市街化区域 20ヘクタール イ 市街化調整区域 10ヘクタール
11 住宅団地の造成の事業	開発区域の面積が次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積以上であるもの (1) 市街化区域 20ヘクタール (2) 市街化調整区域 10ヘクタール (3) 特定区域 5ヘクタール
12 土石の採取の事業	土石（土、砂及び採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石をいう。以下同じ。）の採取（陸域部分で行われるものに限る。）の事業で、採取区域（土石の採取の用に供する場所及びこれと一体として設けられる採取した土石の保管、移送若しくは搬出の作業の実施、土石の採取その他の作業の実施に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のために必要とされる場所とを合わせたものをいう。）の面積が次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積以上であるもの (1) 市街化区域 20ヘクタール (2) 市街化調整区域 10ヘクタール (3) 特定区域 5ヘクタール
13 下水道終末処理場の新設の事業	下水道終末処理場に係る計画処理人口が5万人以上であるもの
14 ごみ焼却施設の新設の事業	処理能力が1日当たり200トン以上であるもの

15 工事又は事業場の建設の事業	工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条に規定する特定工場又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設，同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設，同条第10項に規定する一般粉じん発生施設若しくは同条第11項に規定する特定粉じん発生施設若しくは水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場若しくは事業場の建設の事業で，次のいずれかに該当するもの（増設にあつては，当該増設に係る部分が次のいずれかに該当するもの） （1） 工場又は事業場からの排出ガス量（温度が摂氏0度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガスの最大値をいう。）が1時間当たり4万立方メートル以上であるもの （2） 工場又は事業場からの排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上であるもの （3） 工場又は事業場の敷地の面積が5ヘクタール以上であるもの
16 前各項に掲げる事業以外の土地の造成の事業	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（前各項に該当するものを除く。）であつて，開発区域の面積が次の各号に掲げる区域の区分に応じ，当該各号に定める面積以上であるもの （1） 市街化区域 20ヘクタール （2） 市街化調整区域 10ヘクタール （3） 特定区域 5ヘクタール

【別記2】改正前

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第1の1の項の(1)及び(3)に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第1の1の項の(2)に該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
3 別表第1の2の項の(1)に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
4 別表第1の2の項の(2)に該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
5 別表第1の2の項の(3)に該当する対象事業	河川の改修工事部分の長さ	河川の改修工事部分の長さが20パーセント以上増加しないこと。
6 別表第1の3の項に該当する対象事業	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表第1の3の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（1の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最	鉄道又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時

	高速度	を超えて増加しないこと。
7 別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びその施設又はヘリポート及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設又はヘリポート及びその施設の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
8 別表第1の5の項に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
9 別表第1の6の項に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
10 別表第1の7の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の20パーセント未満であること。

11 別表第1の8の項及び9の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
12 別表第1の10の項及び11の項に該当する対象事業	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が修正前の開発区域の面積の10パーセント未満であること。
13 別表第1の12の項に該当する対象事業	採取区域の位置	新たに採取区域となる部分の面積が修正前の採取区域の面積の10パーセント未満であること。
14 別表第1の13の項に該当する対象事業	計画処理人口	計画処理人口が10パーセント以上増加しないこと。
15 別表第1の14の項に該当する対象事業	処理能力	処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
16 別表第1の15の項に該当する対象事業	排出ガス量又は排出水量	排出ガス量又は排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の10パーセント未満であること。
17 別表第1の16の項に該当する対象事業	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が修正前の開発区域の面積の10パーセント未満であること。

【別記2】改正後

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第1の1の項の(1)及び(3)に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第1の1の項の(2)に該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
3 別表第1の2の項の(1)に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
4 別表第1の2の項の(2)に該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
5 別表第1の2の項の(3)に該当する対象事業	河川の改修工事部分の長さ	河川の改修工事部分の長さが20パーセント以上増加しないこと。
6 別表第1の3の項に該当する対象事業	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表第1の3の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（1の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最	鉄道又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時

	高速度	を超えて増加しないこと。
7 別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びその施設又はヘリポート及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設又はヘリポート及びその施設の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
8 別表第1の5の項の(1)及び(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
8の2 別表第1の5の項の(3)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
8の3 別表第1の5の項の(4)に該当する対象事業	土地の形質変更の面積	新たに土地の形質変更をする部分の面積が修正前の土地の面積の10パーセント未満であること。
9 別表第1の6の項に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
10 別表第1の7の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の20パーセント未満であること。
11 別表第1の8の項及び9の	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域

項に該当する対象事業		の面積の10パーセント未満であること。
12 別表第1の10の項及び11の項に該当する対象事業	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が修正前の開発区域の面積の10パーセント未満であること。
13 別表第1の12の項に該当する対象事業	採取区域の位置	新たに採取区域となる部分の面積が修正前の採取区域の面積の10パーセント未満であること。
14 別表第1の13の項に該当する対象事業	計画処理人口	計画処理人口が10パーセント以上増加しないこと。
15 別表第1の14の項に該当する対象事業	処理能力	処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
16 別表第1の15の項に該当する対象事業	排出ガス量又は排出水量	排出ガス量又は排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の10パーセント未満であること。
17 別表第1の16の項に該当する対象事業	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が修正前の開発区域の面積の10パーセント未満であること。

【別記3】改正前

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1 別表第1の1の項の(1)及び(3)に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第1の1の項の(2)に該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
3 別表第1の2の項の(1)に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
4 別表第1の2の項の(2)に該当する対象事業	たん ^{たん} 湛水区域の位置	新たにたん ^{たん} 湛水区域となる部分の面積が変更前のたん ^{たん} 湛水面積の10パーセント未満であること。
	ぜき ^{ぜき} 固定堰又は可動堰の別	
5 別表第1の2の項の(3)に該当する対象事業	河川の改修工事部分の長さ	河川の改修工事部分の長さが10パーセント以上増加しないこと。
6 別表第1の3の項に該当する対象事業	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度	鉄道又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車又は車両の本数	地上の部分において、運行される列車又は車両の本数が増加しないこと。

	数	10パーセント以上増加せず，又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
7 別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びその施設又はヘリポート及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設又はヘリポート及びその施設の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
8 別表第1の5の項に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力，ガスタービン，内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔，冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
9 別表第1の6の項に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イ	

	に規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
10 別表第1の7の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の10パーセント未満であること。
11 別表第1の8の項及び9の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
12 別表第1の10の項及び11の項に該当する対象事業	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が変更前の開発区域の面積の10パーセント未満であること。
13 別表第1の12の項に該当する対象事業	採取区域の位置	新たに採取区域となる部分の面積が変更前の採取区域の面積の10パーセント未満であること。
14 別表第1の13の項に該当する対象事業	計画処理人口	計画処理人口が10パーセント以上増加しないこと。
15 別表第1の14の項に該当する対象事業	処理能力	処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
16 別表第1の15の項に該当する対象事業	排出ガス量又は排出水量	排出ガス量又は排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が変更前の敷地の面積の10パーセント未満であること。
17 別表第1の16の項に該当する対象事業	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が変更前の開発区域の面積の10パーセント未満であること。

【別記3】改正後

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1 別表第1の1の項の(1)及び(3)に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第1の1の項の(2)に該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
3 別表第1の2の項の(1)に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
4 別表第1の2の項の(2)に該当する対象事業	たん湛水区域の位置	新たにたん湛水区域となる部分の面積が変更前のたん湛水面積の10パーセント未満であること。
	ぜき固定堰又は可動堰の別	
5 別表第1の2の項の(3)に該当する対象事業	河川の改修工事部分の長さ	河川の改修工事部分の長さが10パーセント以上増加しないこと。
6 別表第1の3の項に該当する対象事業	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度	鉄道又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車又は車両の本数	地上の部分において、運行される列車又は車両の本数が増加しないこと。

	数	10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
7 別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びその施設又はヘリポート及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設又はヘリポート及びその施設の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
8 別表第1の5の項の(1)及び(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
8の2 別表第1の5の項の(3)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。
8の3 別表第1の5の項の(4)に該当する対象事業	土地の形質変更の面積	新たに土地の形質変更をする部分の面積が変更前の土地の面積の10パーセント未満であること。
9 別表第1の6の項に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終	

	処分場，同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
10 別表第1の7の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の10パーセント未満であること。
11 別表第1の8の項及び9の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
12 別表第1の10の項及び11の項に該当する対象事業	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が変更前の開発区域の面積の10パーセント未満であること。
13 別表第1の12の項に該当する対象事業	採取区域の位置	新たに採取区域となる部分の面積が変更前の採取区域の面積の10パーセント未満であること。
14 別表第1の13の項に該当する対象事業	計画処理人口	計画処理人口が10パーセント以上増加しないこと。
15 別表第1の14の項に該当する対象事業	処理能力	処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
16 別表第1の15の項に該当する対象事業	排出ガス量又は排出水量	排出ガス量又は排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が変更前の敷地の面積の10パーセント未満であること。
17 別表第1の16の項に該当する対象事業	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が変更前の開発区域の面積の10パーセント未満であること。

【別記4】

条例第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	第33条第1項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)
	対象事業を実施し	同項の対象事業等(第2号、第23条第1項及び第24条第1項において「対象事業等」という。)を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定め
条例第5条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
条例第5条第1項第2号	対象事業	対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)
条例第5条第1項第3号	対象事業が	都市計画対象事業が
条例第5条第1項第4号、第13条第6号エ、第20条第1項第3号及び第24条第2項	対象事業	都市計画対象事業
条例第5条第2項、第7条第1項、第11条、第12条、第13条各号列記以外の部分及び第15条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
条例第6条、第7条の2、第8条、第9条、第10条第1項、第13条第4号、第14条、第16条から第18条まで、第18条の2第4項、第19条第1項、第20条第1項各号列記以外の部分、第20条第2項及び第3項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第2項並びに第37条	事業者	都市計画決定権者
条例第21条第2	対象事業が、その実施に際して法令に基づき	都市計画が、その決定又は変更に際して都市計

項	行う免許，特許，許可，認可，承認若しくは同意（以下「許認可等」という。）又は届出（当該届出に係る法令において，当該届出に関し，当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に，その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下この項において同じ。）が必要とされるものであるときは，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる措置をとるものとする	画法の規定による同意が必要とされるものであるときは，当該都市計画に関する同意を行う者に評価書を送付し，同意を行う際に，必要に応じ，都市計画決定権者に対して環境の保全についての適正な配慮をするよう指導を行うことを要請しなければならない
条例第23条第1項	事業者 修正をしよう	都市計画決定権者 修正をして対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
条例第24条第1項	事業者 対象事業を実施しない	都市計画決定権者 対象事業等を都市計画に定めない
条例第25条第1項	を行う	が行われる
条例第25条第2項及び第26条第1項	を行った	が行われた
条例第36条第1項各号列記以外の部分	事業者が 当該事業者	都市計画決定権者又は事業者（以下この条において「事業者等」という。）が 当該事業者等
条例第36条第1項第1号	第3章及び第4章	第3章
条例第36条第2項	事業者が 当該事業者	事業者等が 当該都市計画決定権者の名称又は当該事業者
条例第38条	事業者 当該対象事業 対象事業が	都市計画決定権者 当該都市計画対象事業 都市計画対象事業が
条例第38条の2	対象事業 事業者 環境影響評価，事後調査	都市計画対象事業 都市計画決定権者 環境影響評価
条例第40条	対象事業 実施される 事業者 環境影響評価，事後調査	都市計画対象事業 都市計画に定められる 都市計画決定権者 環境影響評価

【別記5】

第4条	第6条	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第5条、第6条各号列記以外の部分、第7条第2項各号列記以外の部分及び第7条の2第1項各号列記以外の部分	第7条第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第1項
第5条第4号、第7条第2項第1号及び第3号並びに第7条の2第1項第1号	事業者	都市計画決定権者
第6条第1号、第7条の4第2項第1号、第13条第1号、第16条第2項第1号、第22条の3第1号、第28条第1号及び第30条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第6条第2号から第4号まで、第7条の4第2項第2号から第4号まで、第13条第2号及び第3号、第16条第2項第2号及び第3号、第22条の3第2号及び第3号、第28条第2号及び第3号並びに第30条第1項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第6条第8号	第8条	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
第7条第1項	第7条第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第1項
	対象事業	都市計画対象事業
第7条の2第2	第22条第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用さ

項		れる条例第22条第1項
	第29条	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第29条
第7条の3	第7条の2第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
	第7条第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第1項
	事業者	都市計画決定権者
第7条の4第1項及び第2項各号列記以外の部分	第7条の2第2項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
第7条の5	第7条の2第3項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第3項
第7条の6	第7条の2第4項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
第7条の7	第7条の2第5項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第5項
	事業者	都市計画決定権者
第8条第1項	第8条	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
第9条第1項及び第2項	第9条第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項
第10条	第10条第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項
第11条	第14条	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条
第12条、第13条各号列記以外の部分及び第14条	第15条第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第15条第1項
第13条第8号及び第20条	第17条	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条
第15条	第16条第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
	事業者	都市計画決定権者
第16条第1項及び第2項各号列記以外の部分	第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項
第17条	第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項
第18条	第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項
第19条第1項	第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項

	事業者	都市計画決定権者
第19条第2項	第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項
第21条	第18条第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
	事業者	都市計画決定権者
	同条第2項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項において準用する条例第18条第2項
第22条	第18条の2第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条の2第1項
第22条の2	第18条の2第2項前段	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条の2第2項前段
第22条の3各号列記以外の部分	第18条の2第2項後段	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条の2第2項後段
第22条の3第6号、第22条の4及び第22条の5第1項	第18条の2第3項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条の2第3項
第22条の8	第18条の2第4項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条の2第4項
第22条の9	第18条の2第5項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条の2第5項
第23条	第19条第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条第1項
第24条	第20条第1項第1号	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項第1号
第25条	第20条第3項、第23条第2項、第24条第1項及び第25条第3項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第20条第3項、第23条第2項、第24条第1項及び第25条第3項
第26条	第21条第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項
第27条、第28条各号列記以外の部分及び第29条	第22条第1項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条第1項
第30条第1項及び第2項各号列記以外の部分	第24条第2項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第24条第2項
第30条第3項	第24条第3項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第24条第3項
第31条	第25条第2項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第25条第2項
第32条	第26条第2項	第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項

【別記 6】

条例第11条	事業者	第35条第1項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）
	方法書市長意見を勘案するとともに、第8条の意見に配意して第5条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針	技術指針
	対象事業	同項の港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（以下「港湾開発等」という。）
条例第12条及び第13条各号列記以外の部分	事業者	港湾管理者
	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
条例第13条第1号	第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項	港湾管理者の名称及び住所
条例第13条第2号	第8条の意見の概要	対象港湾計画の目的及び内容
条例第13条第3号	方法書市長意見	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況
条例第14条、第16条から第18条まで、第18条の2第4項、第19条第1項、第20条第2項並びに第21条第1項及び第22条第1項	事業者	港湾管理者
条例第15条第1項	事業者	港湾管理者
	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
	第8条の意見及び方法書市長意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価に鑑み、第7条第1項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下	以下
条例第20条第1項各号列記以外の部分及び第20条第3項	事業者	港湾管理者
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
条例第20条第1項第1号	第5条第1項第2号	第13条第2号
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
	同条から	第11条から
条例第20条第1項第2号	第5条第1項第1号又は第13条第2号から第4号まで若しくは第7号	第13条第1号又は第7号
条例第20条第1項第3号	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等

【別記 7】

第11条	第14条	第35条第2項において準用する条例第14条
第12条, 第13条 各号列記以外の 部分及び第14条	第15条第1項	第35条第2項において準用する条例第15条第1項
第13条第1号, 第16条第2項第 1号, 第22条の 3第1号及び第 28条第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
第13条第2号	対象事業の名称, 種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる第36条第1項の埋立て等区域(以下「埋立て等区域」という。)の面積
第13条第3号, 第16条第2項第 3号, 第22条の 3第3号及び第 28条第3号	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
第13条第8号及 び第20条	第17条	第35条第2項において準用する条例第17条
第15条	第16条第1項	第35条第2項において準用する条例第16条第1項
	事業者	港湾管理者
第16条第1項及 び第2項各号列 記以外の部分	第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項	第35条第2項において準用する条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項
第16条第2項第 2号, 第22条の 3第2号及び第 28条第2号	対象事業の名称, 種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域の面積
第17条	第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項	第35条第2項において準用する条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項
第18条	第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項	第35条第2項において準用する条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項
第19条第1項	第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項	第35条第2項において準用する条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項
	事業者	港湾管理者
第19条第2項	第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項	第35条第2項において準用する条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項
第21条	第18条第1項	第35条第2項において準用する条例第18条第1項
	事業者	港湾管理者
	同条第2項	第35条第2項において準用する条例第18条第2項
第22条	第18条の2第1項	第35条第2項において準用する条例第18条

		の 2 第 1 項
第22条の 2	第18条の 2 第 2 項前段	第 35 条第 2 項において準用する条例第 18 条の 2 第 2 項前段
第22条の 3 各号 列記以外の部分	第 18 条の 2 第 2 項後段	第 35 条第 2 項において準用する条例第 18 条の 2 第 2 項後段
第22条の 3 第 6 号, 第22条の 4 及び第22条の 5 第 1 項	第 18 条の 2 第 3 項	第 35 条第 2 項において準用する条例第 18 条の 2 第 3 項
第22条の 8	第18条の 2 第 4 項	第 35 条第 2 項において準用する条例第 18 条の 2 第 4 項
第22条の 9	第18条の 2 第 5 項	第 35 条第 2 項において準用する条例第 18 条の 2 第 5 項
第23条	第19条第 1 項	第 35 条第 2 項において準用する条例第 19 条第 1 項
第25条	第20条第 3 項, 第23条第 2 項, 第24条第 1 項 及び第25条第 3 項	第35条第 2 項において準用する条例第20条第 3 項
第26条	第21条第 1 項	第35条第 2 項において準用する条例第21条第 1 項
第27条, 第28条 各号列記以外の 部分及び第29条	第22条第 1 項	第35条第 2 項において準用する条例第22条第 1 項

改正前

様式第1号

方 法 書 提 出 書

年 月 日

（あて先）福岡市長

住 所

氏 名 ^印
 「法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名」

福岡市環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書を提出します。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
連 絡 先	(電話番号) _____		
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正後

様式第1号

環 境 影 響 評 価 図 書 提 出 書

年 月 日

（宛先）福岡市長

住 所

氏 名 ^印
 「法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名」

第6条 方法書
 福岡市環境影響評価条例 第14条 の規定により、別添のとおり 準備書
 第21条第1項 評価書

及び要約書を提出します。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
連 絡 先	(電話番号) _____		
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 1 根拠規定のうちいずれが該当するもの及び方法書、準備書又は評価書のいずれが該当するものに○をしてください。
 2 ※印の欄には、記入しないでください。

改正前	改正後																						
様式第2号 意見書 年 月 日 (事業者の名称) 住 所 氏 名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 福岡市環境影響評価条例第8条の規定により、方法書について意見書を提出します。 福岡市環境影響評価条例第17条の準備書 <table><tr><td>方法書・準備書の名称</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>意見項目</td><td>環境の保全の見地からの意見及びその理由</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 備考 1 方法書又は準備書のいずれか該当する方に○をしてください。 2 意見書には、意見のある項目をあげ、その項目ごとに環境の保全の見地からの意見及びその理由を記入してください。 3 意見書は、別紙に継続して差し支えありませんが、その場合は順番が分かるようにしてください。	方法書・準備書の名称		意見項目	環境の保全の見地からの意見及びその理由			様式第2号 説明会開催届 年 月 日 (宛先) 福岡市長 住 所 氏 名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 福岡市環境影響評価条例第7条の2第3項第16条第2項において準用する第7条の2第3項の規定により、方法書説明会準備書説明会について届け出ます。 <table><tr><td>対象事業の名称</td><td></td></tr><tr><td>対象事業の種類</td><td></td></tr><tr><td>対象事業が実施されるべき区域</td><td></td></tr><tr><td>範囲 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 関係地域の範囲</td><td></td></tr><tr><td>開催日時・場所</td><td></td></tr><tr><td>公告の方法</td><td></td></tr><tr><td>※受付年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>※受付番号</td><td></td></tr></table> 備考 1 根拠規定のうちいずれか該当するもの及び方法書説明会又は準備書説明会のいずれか該当するものに○をしてください。 2 範囲については、方法書説明会にあっては「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」を、準備書説明会にあっては「関係地域の範囲」を記載してください。 3 ※印の欄には、記入しないでください。 4 説明会で配布を予定している書類を添付してください。	対象事業の名称		対象事業の種類		対象事業が実施されるべき区域		範囲 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 関係地域の範囲		開催日時・場所		公告の方法		※受付年月日	年 月 日	※受付番号	
方法書・準備書の名称																							
意見項目	環境の保全の見地からの意見及びその理由																						
対象事業の名称																							
対象事業の種類																							
対象事業が実施されるべき区域																							
範囲 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 関係地域の範囲																							
開催日時・場所																							
公告の方法																							
※受付年月日	年 月 日																						
※受付番号																							

改正前

様式第3号

意見概要書提出書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

氏 名 (印)
 [法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名]

福岡市環境影響評価条例第9条第1項の規定により、別添のとおり方法書についての意見の概要を記載した書類を提出します。

方法書の名称			
対象事業の種類			
提出を受けた意見書の数	通		
連絡先	(電話番号) 〇		
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正後

様式第3号

説明会報告書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住 所

氏 名 (印)
 [法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名]

福岡市環境影響評価条例 第7条の2第4項
 第16条第2項において準用する第7条の2第4項 の規定

により、方法書説明会の開催状況及び概要を記載した書類を提出します。
 準備書説明会

対象事業の名称			
対象事業の種類			
対象事業が実施されるべき区域			
範囲 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 関係地域の範囲			
開催日時・場所			
参加人数	人		
説明会の概要			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 1 根拠規定のうちいずれか該当するもの及び方法書説明会又は準備書説明会のいずれか該当するものに○をしてください。

2 範囲については、方法書説明会にあっては「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」を、準備書説明会にあっては「関係地域の範囲」を記載してください。

3 ※印の欄には、記入しないでください。

4 説明会で配布した書類を添付してください。

改正前

様式第4号

準備書等提出書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

氏 名 印
 〔法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名〕

福岡市環境影響評価条例第14条の規定により、別添のとおり環境影響評価準備書及び要約書を提出します。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
連絡先	(電話番号) _____		
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正後

様式第4号

説明会不開催届

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住 所

氏 名 印
 〔法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名〕

福岡市環境影響評価条例 第7条の2第5項
 第16条第2項において準用する第7条の2第5項 の

規定により、方法書説明会 準備書説明会 を開催することができなかったので、届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
対象事業が実施されるべき区域			
範囲 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 関係地域の範囲			
開催を予定していた日時・場所			
開催することができなかった事由			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 1 根拠規定のうちいずれか該当するもの及び方法書説明会又は準備書説明会のいずれか該当するものに○をしてください。

2 範囲については、方法書説明会にあっては「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」を、準備書説明会にあっては「関係地域の範囲」を記載してください。

3 ※印の欄には、記入しないでください。

4 説明会で配布を予定していた書類を添付してください。

改正前

様式第 5 号

説 明 会 開 催 届

年 月 日

（あて先）福岡市長

住 所

氏 名 印
 「法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名」

福岡市環境影響評価条例第16条第3項の規定により、説明会の開催について届け出ま
 す。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業が実施 されるべき区域	
関係地域の範囲	
開催日時・場所	
公 告 の 方 法	
※ 受付年月日	年 月 日
※ 受付番号	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 説明会で配布を予定している書類を添付してください。

改正後

様式第 5 号

意 見 書

年 月 日

（事業者の名称）

住 所

氏 名 印
 「法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名」

福岡市環境影響評価条例 第8条 の規定により、方法書 についての意見書を提出しま
第17条 準備書 す。

方法書又は準備書の名称	
意 見 項 目	環境の保全の見地からの意見及びその理由

備考 1 根拠規定のうちいずれか該当するもの及び方法書又は準備書のいずれか
 該当するものに○をしてください。
 2 意見書には、意見のある項目を挙げ、その項目ごとに環境の保全の見地
 からの意見及びその理由を記入してください。
 3 意見書を別紙に継続する場合は、順番が分かるようにしてください。

改正前

様式第6号

説 明 会 報 告 書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

福岡市環境影響評価条例第16条第5項の規定により、説明会の開催状況及び説明会の概要を記載した書類を届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
対象事業が実施されるべき区域			
関係地域の範囲			
開催日時・場所			
参 加 人 数	人		
説明会の概要			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 説明会で配布した書類（説明会開催届に添付したものを除く。）を添付してください。

改正後

様式第6号

意見概要書提出書・意見書の提出がなかった旨の通知書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

□ 福岡市環境影響評価条例第9条第1項第18条第1項の規定により、別添のとおり方法書^①について意見の概要（準備書^②については、当該意見への見解を含む。）を記載した書類を提出します。

方法書の名称			
対象事業の種類			
提出を受けた意見書の数	通		
連絡先	(電話番号) 〇		
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

□ 福岡市環境影響評価条例第9条第2項第18条第2項の規定により、方法書^①について意見書の提出がなかった旨を通知します。

改正前

様式第7号

説 明 会 不 開 催 届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

福岡市環境影響評価条例第16条第6項の規定により説明会を開催しなかったので、届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
対象事業が実施されるべき区域			
関係地域の範囲			
開催を予定していた日時・場所			
開催することができなかった事由			
準備書の記載事項の周知方法			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正後

様式第7号

公聴会開催要請書・意見公述申出書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

☐ 福岡市環境影響評価条例第18条の2第1項の規定により、公聴会の開催を要請します。

☐ 福岡市環境影響評価条例第18条の2第3項の規定により、公聴会における意見の公述を申し出ます。

対象事業の名称			
意見の公述の内容			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正前

様式第8号

意見概要及び見解書提出書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

氏 名 印
 「法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名」

福岡市環境影響評価条例第18条第1項の規定により、別添のとおり準備書についての
 意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類を提出します。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
提出を受けた 意見書の数	通		
連絡先	(電話番号) 〇		
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正後

様式第8号

公述意見見解書提出書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住 所

氏 名 印
 「法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名」

福岡市環境影響評価条例第18条の2第4項の規定により、別添のとおり公聴会におい
 て述べられた意見についての見解を記載した書類を提出します。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
連絡先	(電話番号) 〇		
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正前

様式第9号

対 象 事 業 廃 止 等 届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

対象事業の目的及び内容の修正若しくは変更により対象事業に該当しないこととなった又は対象事業を実施しないこととしたので、届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
対象事業が実施されるべき区域			
該 当 条 項 (いずれかに○を してください)	条例第20条第3項 ・ 条例第23条第2項 条例第24条第1項 ・ 条例第25条第3項		
修正又は変更の内容 (条例第24条第1項 該当の場合を除く。)			
※ 受 付 年 月 日	年 月 日	※ 受 付 番 号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正後

様式第9号

対 象 事 業 廃 止 等 届

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

対象事業の目的及び内容の修正若しくは変更により対象事業に該当しないこととなった、又は対象事業を実施しないこととしたので、福岡市環境影響評価条例により、届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
対象事業が実施されるべき区域			
該 当 条 項 (いずれかに○を してください)	条例第20条第3項 ・ 条例第23条第2項 条例第24条第1項 ・ 条例第25条第3項		
修正又は変更の内容 (条例第24条第1項 該当の場合を除く。)			
※ 受 付 年 月 日	年 月 日	※ 受 付 番 号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正前

様式第10号

評 価 書 等 提 出 書

年 月 日

（あて先）福岡市長

住 所

氏 名 印
 「法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名」

福岡市環境影響評価条例第21条第1項の規定により、別添のとおり環境影響評価書及び要約書を提出します。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
連 絡 先	(電話番号) 〆		
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正後

様式第10号

対 象 事 業 引 継 届

年 月 日

（宛先）福岡市長

住 所

氏 名 印
 「法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名」

福岡市環境影響評価条例第24条第3項の規定により、対象事業の実施を引き継いだので、届け出ます。

引継ぎ前の事業者 の住所及び氏名 (法人にあっては主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名)			
対象事業の名称			
対象事業の種類			
引継ぎ年月日	年 月 日		
連 絡 先	(電話番号) 〆		
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正前

様式第11号

対 象 事 業 引 継 届

年 月 日

（あて先）福岡市長

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

福岡市環境影響評価条例第24条第3項の規定により、対象事業の実施を引き継いだので、届け出ます。

引継ぎ前の事業者 の住所及び氏名 〔法人にあっては主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名〕			
対象事業の名称			
対象事業の種類			
引継ぎ年月日	年	月	日
連 絡 先			
	（電話番号）		
※ 受付年月日	年	月	日
※ 受付番号			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正後

様式第11号

環 境 影 響 評 価 再 実 施 届

年 月 日

（宛先）福岡市長

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

福岡市環境影響評価条例第26条第2項の規定により、環境影響評価その他の手続を行うこととしたので届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
対象事業が実施 されるべき区域			
条例第22条の規定に よる公告を行った日	年	月	日
連 絡 先			
	（電話番号）		
※ 受付年月日	年	月	日
※ 受付番号			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正前

様式第12号

環境影響評価再実施届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

福岡市環境影響評価条例第26条第2項の規定により、環境影響評価その他の手続を行うこととしたので届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
対象事業が実施されるべき区域			
条例第22条の規定による公告を行った日	年	月	日
連絡先	(電話番号)		
※受付年月日	年	月	日
※受付番号			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正後

様式第12号

対象事業着手届

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

福岡市環境影響評価条例第28条の規定により、対象事業の工事に着手したので届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
対象事業が実施されるべき区域			
工事着手年月日	年	月	日
連絡先	(電話番号)		
※受付年月日	年	月	日
※受付番号			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正前

様式第13号

対 象 事 業 着 手 届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

福岡市環境影響評価条例第28条の規定により、対象事業の工事に着手したので届け出
ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
対象事業が実施 されるべき区域			
工事着手年月日	年	月	日
連 絡 先	(電話番号)		
※ 受付年月日	年 月 日	※ 受付番号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正後

様式第13号

事後調査報告書提出書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

福岡市環境影響評価条例第30条第1項の規定により、別添のとおり事後調査報告
書を提出します。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
連 絡 先	(電話番号)		
※ 受付年月日	年 月 日	※ 受付番号	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

改正前

改正後

様式第14号

事後調査実施者報告書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

福岡市環境影響評価条例第30条第4項の規定（同条第5項において準用する場合を含む。）により、事後調査実施者に定めたので、報告します。

事業者又は事後調査を 自ら行わなくなった者 の住所及び氏名			
事後調査実施者 の住所及び氏名			
対象事業の名称			
対象事業の種類			
事後調査実施者 を定めた日	年	月	日
連 絡 先	(電話番号)		
※受付年月日	年	月	日
	※受付番号		

備考 1 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 ※印の欄には、記入しないでください。

